平成２７年（フ）第５２号
さいたま市大宮区三橋４丁目55番地２、破産手続開始決定時の住所さいたま市岩槻区大字岩槻6821番地
破産者　早坂　正幸
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３１号
埼玉県上尾市谷津２丁目４番５号　小川第２ビル202
破産者　伊東　勝正
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１９号
さいたま市西区大字指扇3311番地１　ヴァンベールライト203号、旧住所東京都世田谷区玉川台２丁目28番１号　アサカシオン玉川台402
破産者　和田　雅弘
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
愛知県豊橋市堂坂町50番地（103）、開始決定時の住所愛知県田原市浦町丸山１番地３　第５田原寮
破産者　黒田　正俊
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２２０号
愛知県豊橋市中郷町192番地　岩月ビルディング208号室
破産者　鳥居　大輔（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３号
愛知県豊橋市牟呂町字松東43番地（２―202）
破産者　富岡長次郎
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１０２０号
大阪府豊中市長興寺南１丁目３―５―303号、住民票上の住所大阪府豊中市曽根南町２丁目５番３号
破産者　小野　昭紀
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２５号
奈良県橿原市木原町164番地の２　シャトレ木原2103号室、開始決定時大阪府東大阪市荒本北１―３―11―303
破産者　北山　英孝
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９５０号
高知県室戸市佐喜浜町1674番地、開始決定時の住所大阪市平野区平野西５―５―32―601
破産者　中田　裕司
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４４号
大阪府寝屋川市木田町６番４号　マンション木田301号室、住民票上の住所大阪府守口市東町１丁目22番18―413号
破産者　中道　　大
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０９８号
大阪府茨木市真砂３―13―１ヌーヴェルシャトー103号室、開始決定時大阪府茨木市丑寅２丁目15番12号
破産者　藏下　一彦
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４号
神奈川県海老名市大谷南４丁目８番18号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市桑野１丁目23番28号　ネオハイツ桑野801号
破産者　松崎　熙充
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
新潟市西区五十嵐西９番６号
破産者　圓山久美子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０号
兵庫県明石市魚住町西岡2470番地の１、前住所兵庫県明石市二見町西二見44番地の５　ウエステージ明石壱番館402号
破産者　林　　達則
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第４６３号
大阪市中央区本町３丁目５番２号　辰野本町ビル
破産者　株式会社アールストリーム
1　破産債権の届出期間　平成28年９月29日まで
2　一般調査期日　平成28年10月31日午後２時
平成28年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部